平成３０年（フ）第１１７号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番32―204号
有馬アパート
債務者　古澤　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
川崎市川崎区浅田１丁目７番２号
債務者　沖山　亜美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
川崎市川崎区元木２丁目４番５―705号　ダイアパレス川崎元木町
債務者　坂本　雄介
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
川崎市麻生区東百合丘２丁目33番２―302号
債務者　今永　一弘
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第３３０号
名古屋市熱田区四番２丁目２番26号　シティアーク熱田５Ｃ号、従前の住所名古屋市熱田区四番１丁目16番１号　レオネクスト102号
債務者　佐藤　広視
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５５号
北九州市八幡西区西王子町13番23号（101）
債務者　大倉　辰子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２１０号
北九州市八幡西区西神原町４番26―205号
債務者　和田　芳江
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２６号
福岡県京都郡苅田町若久町２丁目２番地４（クロスハーバー１―205号）
債務者　平野　耕司
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第４３３号
埼玉県川口市差間３丁目16番30号　エクセル一番館101号
債務者　伊藤　和美（旧姓雨宮・守屋）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３００号
埼玉県加須市上高柳595番地２
債務者　渡邉かおる
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３２６号
さいたま市浦和区岸町２丁目３番21号　M'ｓ岸町102号
債務者　蝦名　律子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３４１号
埼玉県上尾市柏座３丁目１番48号　パーク上尾壱番館524
債務者　市場　彩香
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３４７号
さいたま市西区大字佐知川550番地１　テラス大宮202、旧住所さいたま市西区西大宮３丁目62番地51　野原ハイツＢ号室
債務者　受川　　路
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５３号
さいたま市見沼区東大宮６丁目51番地17
債務者　中嶋　太朗
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６０号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目15番73号―511、旧住所千葉県柏市柏３丁目２番19―402号
債務者　奥津　　悠
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８６号
さいたま市浦和区本太５丁目16番11号
債務者　野島健太郎
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０３号
埼玉県川口市北園町15番30号　コーポ美和202号、破産申立時の住所埼玉県川口市領家２丁目21番２号　堀井ハイツ１号
債務者　勝倉　春喜
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係